

一審査員の立場からエコアクション21を考える

元当協会副理事長・エコアクション21審査員 松岡 信明

要旨

エコアクション21認証・登録制度について概説し、一審査員として経験したこれまでの審査概要を説明します。それらを踏まえてエコアクション21ガイドライン2017年版の下での審査員及び事業者のあり方について論考します。

1. エコアクション21認証・登録制度

環境マネジメントシステム(EMS、Environmental Management System)は、組織(事業者)が経営の中で環境保全に関する取り組みを進めるために方針や目標を自ら設定して、これらの達成に向けて実施・運用するものです。EMSが社会で一般化したのは、1992年にリオデジャネイロで開催された地球サミット(リオサミット)以降のことです。リオサミット開催に当たって、持続可能な開発のための経済人会議(BCSD、Business Council for Sustainable Development)が国際標準化機構(International Organization for Standardization、ISO)に対して組織の環境に関する取り組みの標準化を依頼しました。この結果1996年にEMSの国際規格であるISO14001が制定され、認証・登録制度としてスタートしました。当初のISO14001は組織の環境負荷削減や資源循環推進など環境側面の向上を主な目的(Goal)とする規格として制定されました。しかしその後、組織の社会的責任(CSR)、トップマネジメント、ガバナンスなどの重要性が強調されるようになり、これらの要素を加味して2004年と2015年に改訂が行われています。ISO14001は国内ではJIS Q14001の規格として制定されています。

ISO14001は制定の経緯から見て主として大企業などの大規模組織を対象とした規格となっていることから、費用や人的資源に制約がある中小企業などの中小組織

にとってかなり“重たい”システムです。このためわが国では中小組織でも容易に取組めるISO14001に準じたあるいは同等のEMS認証・登録制度の導入が行われてきました。いくつかあるこのようなEMS認証・登録制度の中で最も普及、定着しているのが「エコアクション21(EA21)」です。

EA21は1996年に環境省(当時は環境庁)が「環境活動評価プログラム」として策定したものが始まりです。大きな特徴は、組織の環境への取組を支えるEMSと取組結果の公表を含む環境コミュニケーションの要素を融合していることがあります。2003年には「エコアクション21(環境活動評価プログラム)—環境経営システム・環境活動レポートガイドライン—2003年度試行版」が策定され、これに基づく審査及び認証・登録のパイロット事業が実施されています。この結果を踏まえて、2004年に「エコアクション21—環境経営システム・環境活動レポートガイドライン—2004年版」が策定され「エコアクション21認証・登録制度」が創設されました。その後エコアクション21ガイドラインはISO14001の改訂に呼応して2009年版と2017年版への改訂が行われています。2017年版への改訂に当たってはパリ協定¹とSDGs²の採択内容が反映されています。

国では2016年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定しています。また2018年4月には「第5次環境基本計画」を閣議決定しています。これらの中で、温室効果ガス排出削減とグリーンな経済システム構築の手段と

¹ 国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議(COP21、2015年11月、パリ)で採択された協定。「気温上昇を産業革命前の水準から2℃よりはるかに低い水準に抑え、1.5℃に抑制する努力をする。」ことがポイント。

² 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成される。

して「PDCA サイクルを備えた EMS である ISO14001 や EA21などの事業者への普及」を明確に位置付けています。全国に 300 万社あるといわれる中小事業者への EMS の普及が温室効果ガス排出削減・抑制とグリーン経済システム構築に大きな効果があると見ていくことが分かります。

EA21 認証・登録制度は当初(財)地球環境戦略研究機関持続性推進センター(IGES-CfS、Institute for Global Environmental Strategies - Center for Sustainability)を中心事務局として創設されましたが、2011 年から(一財)持続性推進機構(IPSuS、Institute for Promoting Sustainable Societies)が中央事務局の事業を継承しています。制度運営の中核を担う組織として地方公共団体から推薦された地域の非営利組織を中央事務局が「地域事務局」として認定して、制度の全国的な展開が図られています。事業者の認証・登録の審査は中央事務局から認定された審査員が、地域事務局の指名によって実施します。現在 48 の地域事務局と約 600 名の審査員が活動しています。

EA21 の認証・登録数が増加することは社会全体の環境負荷削減のポテンシャルアップにつながります。認証・登録制度創設後 10 年間は順調に認証・登録数が増加しましたが、2010 年代に入って登録数が頭打ちになっているのが実情です。2018 年時点でおよそ 8000 の事業者が認証・登録されています(図 1)。IPSuS では全国の中小事業者数の 1% である 3 万件の登録を目指して普及活動を推進しているところです。

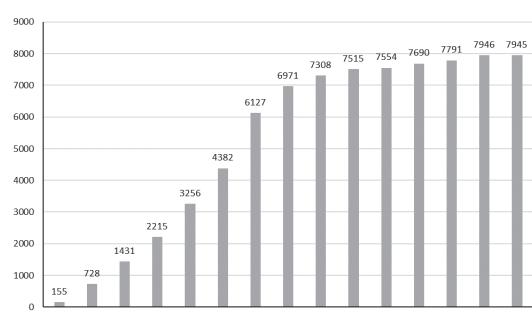


図 1 エコアクション 21 認証・登録事業者数の推移
(EA21 中央事務局資料)

2. 審査員になった経緯

「EA21 地域事務局 ECO-KEEA 九環協」は、2005 年に母体団体である(一財)九州環境管理協会(九環協)が地域事務局設置の申請を中央事務局に行い、所定の審査を得て地域事務局として認定されました。既に福岡県では「地域事務局福岡」が北九州市に設置されていましたが、九州の経済活動の中心である福岡市にも設置することが望ましいとの判断から、福岡県と福岡市の要請と推薦を頂いて申請を行いました。地域事務局の業務は、事業者からの審査申込みの受付に始まって、審査員指名、審査報告書のチェック、地域判定委員会開催と結果の整理、中央事務局との連絡調整、事業者への判定結果の通知等々と多岐にわたっています。

筆者は地域事務局ECO-KEEA九環協の立上げを九環協の職員として主導し、認定後約 2 年間地域事務局業務をサポートしました。地域事務局業務をサポートする中で①EA21 認定・登録制度の主役は事業者であること、②事業者を支援する上で審査員の役割が大変重要であることを深く認識しました。特に②は他の認証・登録制度には無い特徴で、EA21 認証・登録制度では審査員は審査するだけでなく事業者に対して積極的な助言をすることとなっています。それまで約 30 年間、環境放射能を含む環境科学に係わる調査や研究に従事していましたが、事業者の EMS に係わることによっても環境問題への貢献ができると確信しました。また、それまで約 10 年間担当部門のマネジメントにも係わっており、マネジメントに対する興味も持っていました。このような背景から審査員になることを決断し、2006 年度の審査員試験を受験して審査員として認定されました。

審査員認定後 2015 年度まで九環協所属の審査員として、2016 年度からは個人事業主の審査員として活動しております。

3. これまでの審査の概要

2018 年度までに 77 事業者、244 件の審査を担当しました。業種別に見ると建設業(土木、建築、造園、電気設備工事業など)49%、廃棄物処理業 16%、自治体や組合の施設運転管理業 9%、自動車販売・整備業

10%、保険代理業 4%、製造業 3%、その他 9%となっています(図 2)。

一方中央事務局が集計した全国の事業者の業種別割合では、建設業 34.5%、製造業 24.2%、廃棄物処理・リサイクル業 19.9%、卸・小売業 8.7%などとなっています(図 3)。

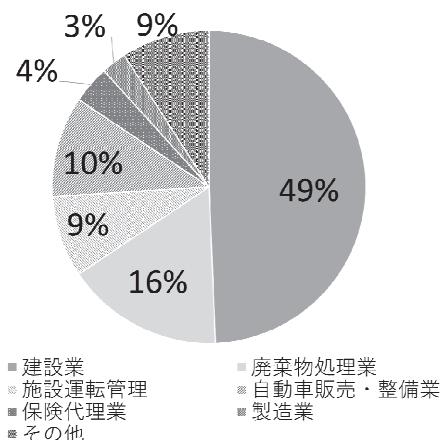


図 2 審査担当事業所の業種別割合

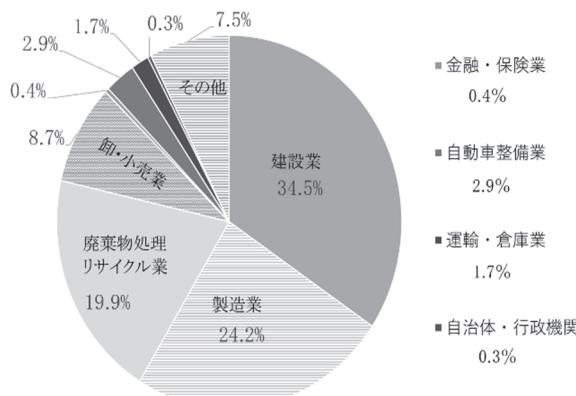


図 3 全国の認証・登録事業者の業種別割合
(EA21 中央事務局資料)

筆者が担当した事業者の業種別割合では、全国の割合に比べて建設業の割合が更に高くなっています。全国では製造業の割合も 24.2%とかなり高くなっていますが、筆者が担当した事業者では割合が非常に小さくなっています。廃棄物処理・リサイクル業の割合の差はありません。その他筆者が担当した事業者では、自治体や組合が所有する環境関連施設(ごみ焼却、下水処理、し尿処理、浸出水処理、廃棄物リサイクルなど)の

運転管理業と自動車販売・整備業の割合が全国に比べてかなり大きいと言えます。

筆者が担当した業種別事業者の特徴を整理すると次のようになります。

(1) 建設業

土木工事業、建築工事業、造園工事業、設備工事業の事業者から構成されています。審査の経験はありませんが最近は解体工事業についても多数のコンサルティングを行っております。建設業の事業者の認証・登録の目的はほとんど公共工事入札における加点メリットを得ることにあります。筆者の審査の業種別割合で建設業が全国平均に比べて際立って高いのは、福岡県、福岡市、佐賀県などの公共工事において他地域より更に手厚い優遇措置があるからと思われます。ほとんどの事業者は「自治体イニシアティブ・プログラム³」を通して認証・登録されています。

(2) 廃棄物処理業

担当した事業者では建設廃棄物リサイクル事業者が多く、県や市のリサイクル製品認定品の製造を行う事業者もあるなど、非常に高い意識を持って EMS に取り組んでおられます。

建設廃棄物リサイクル業者に限らず、廃棄物処理業で EA21 認証・登録をされている事業者は、従業員の意識が高く、レベルの高い EMS の取組になっている印象があります。事業そのものが環境問題に直結しており、経営者の指示も行き届いていることが関係していると思われます。

(3) 施設運転管理業

自治体や組合が所有する環境関連施設の運転管理を業務とする事業者は、自らの環境への取組を委託者にアピールすることが EMS 取組の主要な目的となっています。中には委託者から認証・登録を促されている事例もあり、バリューチェーン⁴の中での EMS 取組要請の側面

³ 主体となる自治体が域内の事業者に呼び掛けて認証・登録のための無料の集合講座を 4~5 回開講する。講座の運営は EA21 中央事務局、地域事務局、審査員が行う。

⁴ 製品やサービスの価値の付加における連鎖。

が見えます。ほとんどの場合環境負荷の原単位管理⁵が行われています。

(4) 自動車販売・整備業

メーカー系ディーラー、地場系ディーラー、フランチャイズの販売・整備業、単独の自動車整備業、農機具販売・整備業などが含まれます。メーカー系ディーラー、地場系ディーラー及びフランチャイズの自動車販売・整備業では「関係企業グリーン化プログラム⁶」を通して認証・登録されている事例が多くみられます。

メーカー系ディーラーと地場系ディーラーはメーカーのバリューチェーンのグリーン化に呼応して取組を行っており、人材も豊富でしっかりと取組が出来ています。

一方、フランチャイズの販売・整備業や単独の自動車整備業は、メーカーや大手損保からの評価を上げること(ポイント獲得)が目的化しており、形式的な取組に終わっている傾向があります。特に損保の評価を目的としていた事業者は、メリットが消滅した時点で認証・登録を取り下げるという事例もありました。

(5) 保険代理業

筆者がこれまで担当した保険代理業者は、現在すべて認証・登録を取り下げておられます。大手損保からのポイント獲得が目的化していたことと、環境負荷削減のインセンティブを見出しがいき業態であることが主因と思われます。事業者の問題もありますが、EMS 認証・登録制度についての大手損保の考え方と扱い方に疑問を感じるところです。

(6) 製造業

担当した製造業の事業者はサプライチェーン⁷の中で要請された EMS の取組ですが、エネルギー削減、資源有効利用、コスト削減、生産性向上など具体的な目標を設定され、EMS 本来の取組が出来ておられます。

(7) その他の事業者

その他の事業者としては、運輸業、広告業、印刷業、部品販売業、環境調査業、電気通信サービス業、高等教育機関、医療法人などの審査を経験しました。

特に印象に残っているのは高等教育機関(大学)と医療法人の審査です。大学の取組では単に環境負荷を削減するだけでなく、学生教育、学生活動、教官による社会活動など様々な側面で環境への貢献をされています。サークル活動などの学生生活を通して EMS を経験した学生が社会に多数輩出されることの意義は大変大きいと感じました。

医療法人の審査では代表者(理事長)の優れたリーダーシップを感じることができました。医療法人で認証・登録している事業者は全国的にも稀有であると思われますが、審査を担当した医療法人では「地域包括ケアシステムを担う地域の中核医療法人として環境への取組は必須である」とのお考えから病院や介護施設等を含む全事業所で取組まれておられます。

4. エコアクション21 ガイドライン2017年版の下での事業者の取組と審査員のあり方

EA21 は環境負荷削減の実効性(パフォーマンス向上)を重視した EMS であると思います。審査員として常にこのことを事業者に訴求してきました。しかし、「わが社における実効性」を明確にあるいは正しく認識することは、EA21 を運用している多くの事業者にとっても大変難しい作業です。環境省と EA21 中央事務局が策定・発行しているガイドラインにも、このことについての具体的な方策は示されていません。事業者自ら方策を見出したり、事業者と審査員のやり取りの中で見出したりすることに委ねられています。

更に、エコアクション21 ガイドライン2017年版は、環境効率性の向上に加えて、そのことによる企業価値の向上を追求する内容となっています。具体的には事業

⁵ 環境負荷発生量や資源使用量を絶対値で管理するのではなく、一定の成果を上げるために発生・使用した量で管理する。

⁶ 主体となる大手企業等が域内の関係企業等に呼び掛けて認証・登録のための無料の集合講座を4~5回開講する。講座の運営は EA21 中央事務局、地域事務局、審査員が行う。

⁷ 原材料や部品などの物の供給における連鎖。

者の環境側面だけでなく、社会資本と人的資本の充実も要求しています。すなわちより経営的な視点を持ってエコアクション 21 の取組を行うことを期待しています。一見すると要求が過大になったように思えます。しかし、外部から見た時の組織の価値は環境側面だけでなく、いろいろな基準から判断されます。新しいガイドラインが社会資本や人的資本の向上を求めていることは、時代の要求に沿ったもので、事業者にとってより取組価値のあるガイドラインになったと思います。事業者にはこのことをよく理解して更に進化したエコアクション 21 の取組が期待されます。

事業者の一步進んだ取り組みを支援するために、審査員にはこれまで以上の積極的な支援・助言の姿勢が求められます。筆者は環境放射能や環境科学という狭い専門性から出発して審査員の世界に入りました。経営的視点、特に個々の事業者の経営的視点においては、事業者サイドの方がはるかに高い見識を有しています。事業者に満足して頂ける審査、助言、支援をするためには、様々なチャンスを捉えて自らのスキルアップを

行うことが必要と考えています。筆者は現在、地域活動、行政や経済団体の各種委員会参画、審査員同士の研究会、環境 NPO 活動などを行っていますが、ここで得られる内容は審査においても大変役に立っています。今後もこの姿勢を貫きたいと考えています。そして何より「審査経験」そのものが経営的視点に立った助言や支援のために最も重要ですので、数多くの審査を担当させて頂くことを心掛けたいと思います。

5. 終わりに

図らずもエコアクション 21 審査員になってからの 12 年間を振り返ることになりました。大変良い機会を頂いたと思います。過去の審査を振り返ってみると、どれも 100 点満点の審査(助言、支援を含む)は出来ていないことを痛感します。限られた時間内の審査ですので当然 100 点満点はありませんが、満点に少しでも近づくような自己研鑽の必要性を改めて自覚しました。